

京都市都市計画局工事請負契約書第 28 条第 6 項
(単品スライド条項) 運用マニュアル

令和 5 年 2 月

京都市都市計画局

目 次

第1章 総論	4
1-1 本マニュアルの位置付け	4
1-2 対象工事	4
1-3 対象品目	4
1-3-1 対象品目の選定の考え方	4
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目	6
1-3-3 価格変動額の確認	6
1-3-3-1 価格変動前の金額を算出するための単価	6
1-3-3-2 価格変動後の金額を算出するための単価	6
1-4 請負代金額の考え方	6
1-5 スライド額算定	7
1-5-1 スライド額算定の方法について	7
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について	11
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例	11
1-7 その他	13
第2章 鋼材類	14
2-1 対象材料	14
2-1-1 対象材料の考え方	14
2-1-2 その他市場単価の扱い等	14
2-2 対象数量	15
2-3 受注者への確認事項	16
2-4 単価	18
2-4-1 価格変動前の金額を算出するための単価	18
2-4-2 価格変動後の金額を算出するための単価	18
2-4-3 価格変動後の実勢価格の決定方法	19
2-5 購入金額の評価方法	19
2-6 変動額の算定	19
第3章 燃料油	20
3-1 対象材料	20
3-2 対象数量	20
3-2-1 対象数量の考え方	20
3-2-2 対象数量の算定方法	21
3-2-3 その他	21
3-3 受注者への確認事項	21
3-4 単価	22
3-4-1 価格変動前の金額を算出するための単価	22
3-4-2 価格変動後の金額を算出するための単価	23
3-4-3 価格変動後の実勢価格の決定方法	24

3-5 購入金額の評価方法	25
3-6 変動額の算定	25
3-7 計算方法	25
3-7-1 機材運搬に係る燃料油の算出方法	25
第4章 その他の主要な工事材料	26
4-1 対象材料	26
4-1-1 対象材料の考え方	26
4-1-2 その他市場単価の扱い等	26
4-2 対象数量	28
4-3 受注者への確認事項	29
4-4 単価	30
4-4-1 価格変動前の金額を算出するための単価	30
4-4-2 価格変動後の実勢価格の決定方法	30
4-5 購入金額の評価方法	30
4-6 変動額の算定	31
第5章 請求等手続き及び提出様式	32
5-1 請求時期	32
5-2 協議の手続き	32
5-3 既済部分検査を行う場合について	33
5-4 部分引渡しを行う場合について	33
様式集	35

第1章 総論

1-1 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、京都市都市計画局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事（以下「建築工事等」という。）における単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有化を図るため、整理したものである。これに先立ち、本市では資材価格の急激な変動による社会的な影響を踏まえ、令和4年9月2日付けの京都市行財政局管財契約部契約課通知で工事請負契約における「単品スライド条項」の運用を一部変更している。

本マニュアルに記載の無い「スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯」、「スライド条項の趣旨」、「全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係」、「昭和55年の特約条項と平成20年の運用方針の違い」及び「運用マニュアルの概要」については、国土交通省が令和4年9月22日付けで策定した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル(案)（営繕工事版）」（以下「国運用マニュアル」という。）を参考にされたい。

なお、本マニュアルは、今後の国の運用等を踏まえ、適宜追加・修正を行うものとする。

1-2 対象工事

- ・ 残工期が2箇月以上ある全ての工事を対象とする。

- ・ 単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工事（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2箇月以上ある場合に限り、行うことができる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・ 対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・ 各対象品目の対象材料については、受注者が請求する材料の中から受発注者協議の上決定する。

- ・ 工事請負契約書の第28条第6項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・ これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料すべてが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・ なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者協議の上で決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。
- ・ 次表に、建築工事等において使用される主要な工事材料と品目分類を例示する。

建築工事等において使用される主要な工事材料（例）

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スクラップ
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン
	その他の 主要な工 事材料	コンクリート類	生コンクリート、セメント、 ブロック等コンクリート二次製品
		木材類	合板（型枠用合板含む）、木材
		アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材
		鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、 シャッター
		非鋼製建具類	アルミ製建具
		合成樹脂系材類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木
		ボード類	石こうボード、ロックウール吸音板、 けい酸カルシウム板
		鋼製金具類	外装鋼板パネル、鋼製（ステンレス）手すり、 軽量鉄骨下地
		非製金具類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木
電気設備工事	鋼材類	鋼材類	金属管、鋼管、ケーブルラック
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン
	その他の 主要な工 事材料	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置
		盤類	分電盤、制御盤、キュービクル式配電盤、端子盤
		電線・ケーブル類 合成樹脂系材類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル、PF 管、 CD 管、硬質ビニル管
機械設備工事	鋼材類	鋼材類	鋼管、弁類、ダクト（高圧）、ダンパー
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン
	その他の 主要な工 事材料	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー
		管材類（非鋼材）	銅管、塩化ビニル
		保温類	保温材、保冷材、防露材
		ダクト附属品	制気口、排煙口
		コンクリート類	柵類

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- 各工事におけるスライド額の算定の対象は、品目毎の変動額（増額分又は減額分）が請負代金額の1%を超えるものとする。
- 個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが条件となる。具体的には、品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える場合に、その品目をスライド額の算定の対象とする。詳細は、後述の「1-5 スライド額の算定」を参照すること。
- つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額ではなく、その他の主要な工事材料を例にとれば、コンクリート類の変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には対象品目になるという趣旨である。なお、この考え方は鋼材類と燃料油についても同様である。

1-3-3 価格変動額の確認

1-3-3-1 価格変動前の金額を算出するための単価

- 価格変動前の金額を算出するための単価は、原則として設計時点で予定価格を算出する際に用いた単価とする。

- 予定価格を算出する際に用いた単価とは、工事内訳書に記載された材料単価及び記載された単価に含まれる材料単価をいう。

1-3-3-2 価格変動後の金額を算出するための単価

- 価格変動後の金額を算出するための単価は、原則として設計単価と同一の手法に基づく単価とする。詳細は、2-4-2、3-4-2、4-4-2によるものとし、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

1-4 請負代金額の考え方

- 請負代金の部分払いをした工事における「請負代金額」は、当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

- 出来高として既に部分払いを行った部分については、単品スライド条項の請求対象ではない。
- ただし、単品スライド条項の適用請求は、対象材料の価格の著しい変動により請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち工事がかなり進捗した時点となるのが一般的であるため、既に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う分についても今後の単

品スライド条項の請求対象とすることができることとしている。（１－５－２参照）

- また、部分引渡しを行った部分についてはその部分に係る精算を完了させておく必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。

その際の請負代金額は、部分引渡しを行う部分に係る額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分（特段の規定を設けたものを除く）が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。

- このような考え方は、請負代金額だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- 「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の 1%を超える額とする。
- それぞれの品目毎の価格変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した金額（市の単価に基づく額：落札率考慮）と実際の購入金額（受注者が実際に購入した際の代金額）とのどちらか低い方とする。

ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した金額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① スライド額算定式（実勢価格）

- 1-3 により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎のスライド額の算定は、主要な工事材料に該当する各対象材料の単価等に基づき、次式により行う。

$$\begin{aligned}\text{スライド額}_{\text{増額}} &= (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100 \\ \text{スライド額}_{\text{減額}} &= (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100\end{aligned}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110 / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110 / 100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' : 価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格の単価

D : 鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 請負代金額

(増額変更の場合の計算例)

計算例1

(消費税込み)

請負代金額		200,000,000		1%相当額	2,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S=2,400,000-2,000,000=400,000					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

計算例2

(消費税込み)

請負代金額		100,000,000		1%相当額	1,000,000
主要材料	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	6,600,000	1,100,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S=1,100,000+2,400,000-1,000,000=2,500,000					

注) 実勢価格を用いる場合は、変動額に落札率を乗じること

② 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 、又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合について

- 各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額（消費税等相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 、又は $M_{材料}^{変更}$ を下回る場合にあっては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、既に落札率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで落札率を乗じるのは適当ではないとの考えによるものである。

③ 実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 、又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合について

- ・ 受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が $M_{鋼}^{変更}$ 、 $M_{油}^{変更}$ 、又は $M_{材料}^{変更}$ を上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{材料}^{変更}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。その際、 $M_{鋼}^{当初}$ に代えて受注者の鋼材類の当初想定した金額を、 $M_{油}^{当初}$ に代えて受注者の燃料油の当初想定した金額を、 $M_{材料}^{当初}$ に代えて受注者のその他主要な工事材料の当初想定した金額を用いるものとする。
- ・ 受注者の当初想定した金額とは、入札時に想定していた金額を示し、証明書類として③2)に示された書類を提出するものとする。ただし、大幅に乖離している場合の確認時の留意事項により、追加提出を求める場合、提出された「④当初取り交わした書面」に示された金額を入札時に想定していた金額として取扱う。なお、当初想定した金額の評価方法は、2-5、3-5及び4-5購入金額の評価方法に準じる。
- ・ なお、提出された想定金額が $M_{鋼}^{当初}$ 、 $M_{油}^{当初}$ 、 $M_{材料}^{当初}$ を下回る場合は、 $M_{鋼}^{当初}$ 、 $M_{油}^{当初}$ 、 $M_{材料}^{当初}$ を適用するものとする。
- ・ この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

(参考フローは別紙－1 参照)

1) 受注者からの申し出

- ・ 受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・ 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積書とする。その際、実際の購入先の見積書は含まないものとする。
- ・ 受注者の当初想定した金額を確認するための資料は下記による。

想定した金額が確認出来る契約書等（当初金額算定時に契約を行っていない場合は、見積書とする。）

当初想定した金額が確認出来る契約書等（見積書）の提出が困難な場合は、実際の購入金額が確認出来る書類が提出されていても、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

<実際の購入金額の見積書の留意事項>

- ・ 見積書の提出は、工期内の代表的な月（1箇月以上）とし、工事全期間の提出は要しない。
- ・ 見積書の有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・ 見積書は取引価格による金額として提出を要請する。
- ・ 設計価格として提出された見積書については、市中における取引状況等（実勢価格帯）の確認のため、様式7の証明書を提出する。（設計価格とは、「公表価格」又は「希望小売価格」をいう。）

- ・ 提出された見積書の価格や単価の確認のため、監督員は必要に応じて、購入先に対して妥当性を確認する。

3) 価格変動後の金額の算定

<第1段階>

- ・ 受注者から提出された見積書から地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・ 具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積書の単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・ 確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月（1箇月以上）の単価で確認する。
- ・ 第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

<第2段階>

- ・ 材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価（落札率考慮）を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・ 妥当性の目安は、実勢価格の単価（落札率考慮）＋30%とする。

（確認時の留意事項）

- ・ 複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価（落札率考慮）は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・ 実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・ 鋼材類： 「現場に搬入された月」の物価資料の価格（落札率考慮）
 - ・ 燃料油： 「購入した月の翌月」の物価資料の価格（落札率考慮）
 - ・ その他主要な工事材料： 鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる
- ・ 実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価（落札率考慮）＋30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・ なお、実勢価格の単価（落札率考慮）の＋30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、＋30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。
- ・ （大幅に乖離している場合の確認時の留意事項）
 - ・ 建築工事等においては、見積書は設計価格として提出されることが多く、発注者が取引価格の実態を把握して、取引価格が適正かどうかを判断することは困難な状況である。よって、実勢価格に対して大幅に乖離している場合の確認において、単品スライドは資材の急激な高騰を受けた清算的な変更の趣旨から、下請側（納入メーカー）の請求に基づいた価格上昇分の費用が、関係法令に基づいた元請と下請の契約書類において、明確に確認できることを判断の基準とするものとする。

追加提出を求める書類

【建設業法の下請契約に基づく場合】

- ・ 建設業法第19条に基づく書面
 - ① 当初取り交わした書面（見積書は不可）
 - ② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面※書面に示された請負代金額が確認できる明細を合わせて添付するものとする。
※②の書面について、契約書等の提出が困難な場合は、見積書を提出する。

【下請代金支払遅延等防止法に基づく契約の場合】

- ・ 下請代金支払遅延等防止法第3条に基づく書面
 - ① 当初取り交わした書面
 - ② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面
- ・ 発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。
- ・ 追加提出された証明書類を発注者にて確認した結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

4) 減額変更の場合

- ・ 発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取扱いとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・ 既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

- ・ 出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。
 - ① 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
 - ② 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。※※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額＝部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項又はインフレスライド条項併用時の特例

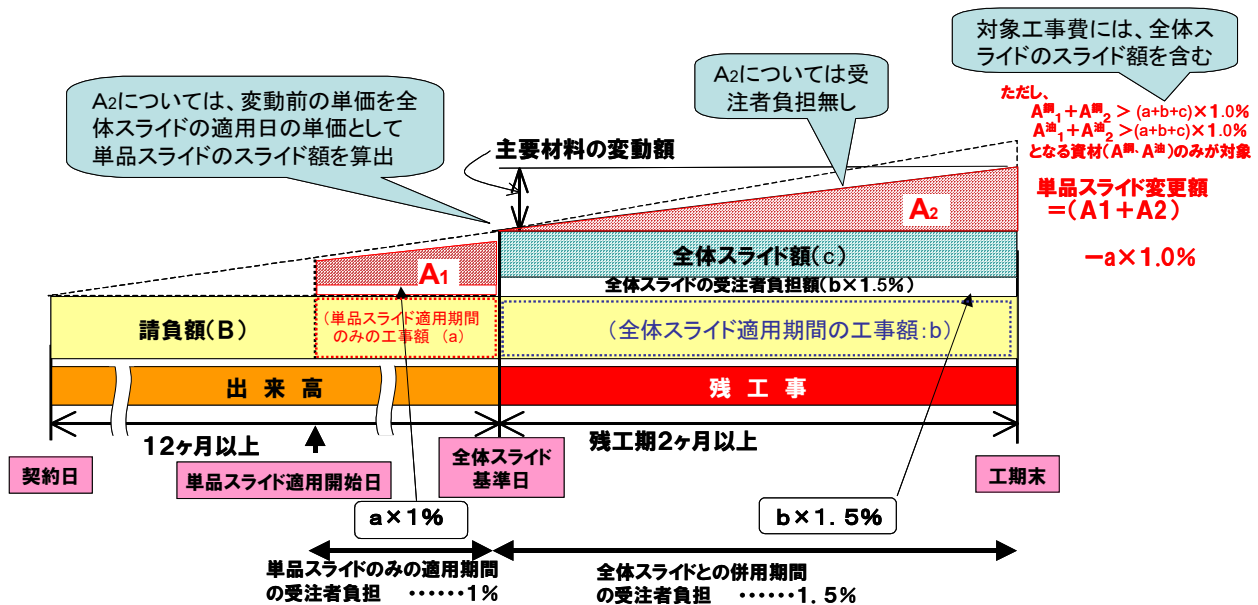
- ・ 全体スライド条項又はインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能である。
- ・ 全体スライド条項又はインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項又はインフレスライド条項の適

用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。

- ・ 単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項又はインフレスライド条項のスライド額を含む。

- ・ 全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項又はインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項又はインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項又はインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項又はインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・ また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%、後者においては請負代金額の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項又はインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項又はインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方にに基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととする。
(全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)
- ・ ただし、1－4で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

全体・インフレスライドと単品スライドの併用（請負代金額・受注者負担の例）



注) 単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

1-7 その他

・ 情報公開の取扱いについて

- ・ 単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。

第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品、配管用鋼管、鋼材を主材料として構成されている材料及び鋼材スクラップを対象とする。
- ・ ただし、鋼材類を構成材料の一部とする製品（鋼製建具やコンクリート二次製品）等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属材料は、品目としての鋼材類には含めない。

- ・ 鋼材は、原材料である鉄鉱石や石炭等の著しい高騰などを要因として、短期間で急激に価格変動しやすい。そのため、鋼材を主材料として構成されているものを対象材料とした。具体的には、いわゆる鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭）の他、鉄鋼二次製品、配管用鋼管、スクラップを対象とする。
- ・ しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等は、鋼材類のみを製品から分離して価格算出することが困難なことから、対象材料とはしない。（ただし、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかであり、かつ、購入金額、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できるのであれば、対象材料とする場合がある。）
- ・ なお、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は価格変動の要因が鋼材のそれとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の主要な工事材料」として整理するものとする。
- ・ 1-3-1の分類について、疑義がある場合は、受発注者協議の上で決定する。

2-1-2 その他市場単価の扱い等

① 市場単価

- ・ 鋼材類に関する市場単価は、下表のとおりである。

- ・ 下表「取扱い」欄が①の市場単価については、施工手間のみの市場単価のため、単品スライド条項との関連はない。
- ・ 下表「取扱い」欄が②の市場単価については、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や鋼材使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入金額、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価以外の場合と同様である。

建築工事等における鋼材類に関する市場単価

	工種	名称	規格	取扱い
建築	鉄筋工事	鉄筋加工・組立 ・鉄筋圧接	鉄筋加工・組立、鉄筋圧接	①
電気	配管工事	鋼材類	ねじなし電線管、ケーブルラック、位置 ボックス、プルボックス、2種金属線ぴ	②
機械	ダクト 設備工事	鋼材類	ダクト（低圧ダクト、排煙ダクト及び低 圧チャンバー類）	②

② 賃料・損料（リース料金）等の取扱い

・ 鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。

・ リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、既にリース料や不足弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とする。なお、一度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料のリースを始めた月の価格とすること、また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じることなど、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

2-2 対象数量

・ 対象数量は、原則として発注者の工事内訳書の数量とする。工事内訳書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量となっているが、当該数量を対象数量とする。なお、この場合においては、同一科目内に計上されている「スクラップ」についても適切に処理する。

建築工事等における数量書とは？

単品スライド運用通達において、「建築工事における対象数量は数量書に記載された数量」とされている。ここで数量書とは、入札時に入札参加者に参考提供される資料であり、工事内訳書から単価及び金額を削除編集した資料である。よって、数量書と工事内訳書の細目項目や数量等の内容は同一のものである。

① 工事内訳書に数量の記載がある場合の取扱い

- ・ 対象数量について、受注者が購入金額、購入先及び購入時期を証明できない場合は、当該材料をスライドの対象としない。
- ・ 対象数量の取扱いについては、受発注者協議の上で決定する。

工事内訳書の異形鉄筋やH形鋼等の数量については、加工によるロス等を加味した所要数量で

あり、当該数量を対象数量とする。

- ・ なお、積算上、異形鉄筋等については、ロス分を含む所要数量で材料費を計上し、ロス分を除いた設計数量で加工・組立費用を計上している。鋼材と同一科目内に計上されている「スクラップ」については、所要数量から設計数量を差し引いた差分の一部であり、売却する費用となっている。スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。よって、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものとする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し（例えば、ロス率が見込まれる所要数量を、ロス率を見込まない設計数量とする等）や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定（スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値）などの措置を講じる。

② 工事内訳書に一式で計上されている数量の取扱い

- ・ 工事内訳書に一式で計上されている仮設工事などを対象とする。仮設工事などについて、受注者から請求があった場合は、工事内訳書の数量を対象数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜工事内訳書の数量 → 当該材料は対象材料とならない

工事内訳書の数量＜証明数量 → 対象材料。対象数量は工事内訳書の数量

注） 証明数量：受注者から証明された数量

③ 減額変更する場合の取扱い

- ・ 減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき価格変動後の金額を算定する場合は、発注者の工事内訳書の数量を対象数量とする。
- ・ 発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取扱いは、上記①、に準じるものとするが、証明数量が工事内訳書の数量を下回る場合（証明数量＜工事内訳書の数量）は、発注者の工事内訳書の数量を対象数量とする。

④ その他

- ・ 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを対象数量とする。
- ・ 工事内訳書の数量に含まれる鋼材スクラップの売却益（マイナス控除額）については、対象品目に合わせて単品スライドの対象として取扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益については検収が困難であることから、実勢価格での算定とする。

2-3 受注者への確認事項

- ・ 鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入金額を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・ 増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・ 減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の

変更額とする。

- ・ ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

- ・ 単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入金額が受注者に証明されることが前提となる。
- ・ このため、材料の取引形態に照らし数量、金額等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入金額を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。（ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。）
- ・ 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書、請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・ 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した価格変動後の金額と実際の購入金額のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1－5－1 参照）、鋼材については購入金額と数量を証明することが可能であるため、実際の購入金額が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象としないという趣旨ではない。
- ・ ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入金額を漏洩しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の購入金額（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の購入金額を搬入した月毎の搬入数量で加重平均した金額）を用いてスライド額を算定することができる。
- ・ 任意仮設に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の仮設工に必要な他の材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。
- ・ 鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。
- ・ 減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき価格変動後の金額を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。

- ・ ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

2-4 単価

2-4-1 価格変動前の金額を算出するための単価

- ・ 価格変動前の金額を算出するための単価は、原則として設計時点で予定価格を算出する際に用いた単価とする。

- ・ 設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出する際に用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。

2-4-2 価格変動後の金額を算出するための単価

- ・ 価格変動後の金額を算出するための単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・ 物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

① 物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・ 鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ物価資料等に掲載されている。
- ・ ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2箇月前におおむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等実勢価格として掲載されている。
- ・ 一方、店売りの場合は、納入の概ね1箇月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約 (価格決定)		←現場搬入→
資材調達 (店売り)		● 契約 (価格決定)	←現場搬入→
価格調査 の流れ	 調査期間		8月号

② 特別調査や見積書等による場合

- ・ 当初積算が特別調査や見積書による材料など、既存の物価資料に単価が掲載されていない場合は、過去に遡って特別調査や見積書を実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積書の収集、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別調査により単価設定している場合は特別調査を行った調査機関への問い合わせを行う等により、別途考慮する。

③ 減額変更する場合の取扱いについて

- ・ 減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき価格変動後の金額を算定する場合は、施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び月毎の搬入数量を設定する。

2-4-3 価格変動後の実勢価格の決定方法

- ・ 月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて算出する。

- ・ 価格変動後の実勢価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入された場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、価格変動後の実勢価格を算出することとする。
- ・ このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いても結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に価格変動後の実勢価格を算出できるようにするためである。

2-5 購入金額の評価方法

- ・ 対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・ 購入数量が対象数量以上の場合は、「 $\text{実際の購入金額} \times \text{対象数量} \div \text{購入数量}$ 」で算出する。
- ・ 工事内訳書の数量に記載がなく、施工上必要となる鋼材等については、対象としない。

- ・ 鋼材類について、対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

2-6 変動額の算定

- ・ 1-5の算定式に基づき、算出する。

第3章 燃料油

3-1 対象材料

- ・ ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。

- ・ 該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

- ・ 発注者の数量（V）を基本とする。
- ・ 発注者の数量（V）に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができる。

① 発注者の数量（V）にカウントされている数量（発注者の数量（V）内）

- ・ 燃料油の数量については工事内訳書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等の費用として単価に含み、計上されている。
- ・ 数量（V）は、工事内訳書における、燃料油の費用が含まれる単位面積当たり単価を構成する燃料油数量と、当該単価に対応する内訳書数量を乗じた数量とする。

② 発注者の数量（V）にカウントされていない数量

- ・ 現場に搬入される資材（現着単価で設定されている骨材・生C o ・ A s 合材等）や機械等（建設機械・仮設材・桁等（積算上、共通仮設費（率計上部分を含む）として計上されているものを含む）の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、発注者の数量（V）に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

○発注者の数量（V）内

- ① 現場場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）及び建設機械運搬車両に使用した燃料類

○発注者の数量（V）外

- ② 現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料類
- ③ 建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料類

③ 減額変更する場合の取扱い

- ・ 減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき価格変動後の金額を算定する場合は、発注者の数量を対象数量とする。

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・ 使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入金額等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、発注者の数量（V）の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、発注者の数量（V）内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。

○発注者の数量（V）内の①のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量（V1）

※ただし、証明された数量（V1）が数量（V）を超えている場合は、 $V1 = \text{数量（V）}$ とする。なお、この場合、 $V2 = 0$

○発注者の数量（V）内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量（V2）

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。

ただし、 $【V1 + V2 \leq \text{設計数量（V）}】$ の範囲内の数量とする。

○発注者の数量（V）外の②・③の燃料油数量（V3）

- ・ 対象数量と受注者の購入数量（証明がなされた数量）を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

※対象数量の算定方法については、受発注者協議の上で決定するものとする。

3-2-3 その他

- ・ 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・ 受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、3-2-1の対象数量の区分（①～③）毎に購入数量・購入金額等に係る書類を提出することが必要である。
- ・ 増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
- ・ 減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 発注者の数量（V）内の燃料油（現場内建設機械（場外への運搬ダンプ等を含む）及び建設機械運搬車両に使用した燃料油）

- ・ 購入した燃料類の「購入数量・単価・購入金額・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・ なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量（V2）」については、対象材料計算総括表〔様式3－1〕

この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出出来ない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことでよい。

② 発注者の設計数量（V）外の現着単価で設定されている各種資材（骨材・生C o ・ A s 合材等）の運搬に要した燃料油

- ・ 購入した資材毎に「購入数量・購入金額・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類〔様式3－2〕

③ 発注者の設計数量（V）外の共通仮設費（率及び積上げ）に含まれる建設機械等（建設機械・仮設材等）の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・ 運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類〔様式3－3〕

④ 減額変更の場合の取扱いについて

- ・ 減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき価格変動後の金額を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。
- ・ ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

3－4 単価

3－4－1 価格変動前の金額を算出するための単価

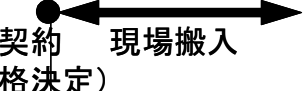
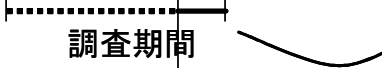
- ・ 価格変動前の金額を算出するための単価は、原則として設計時点で予定価格を算出する際に用いた単価とする。

- ・ 設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出する際に用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。
- ・ 鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者の想定した単価とする。

3-4-2 価格変動後の金額を算出するための単価

- ・ 証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の金額を算出するための単価は、対象材料を購入した月の翌月の物価資料の価格とする。
- ・ 証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の単価の平均）とする。

- ・ 燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等を実勢価格として掲載されている。
- ・ ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格とする。

時期	6月	7月	8月
資材調達			
価格調査の流れ			8月号

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の数量 (V)	発注者の数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の (V 1) ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : $V 1 = V$	対象数量 ②・③ (V 3)	各月の購入数量と実勢価格の単価による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の (V 2) $V 2 = V - V 1$ ※実際の証明数量が設計数量以上の場合 : $V 2 = 0$		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の単価の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

- 減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

3-4-3 価格変動後の実勢価格の決定方法

- 発注者の数量内の証明された対象数量 (V 1) 及び発注者の数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量 (V 3) にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量 (V 2) に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、価格変動後の実勢価格を決定する。

- 燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
- なお、V 1、V 2、V 3 が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入金額の評価方法

- ・ 証明された購入数量が、3-2-2の対象数量（V1およびV3）以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- ・ 証明されなかった数量（V2）については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格（契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格）にV2を乗じた額とする。

- ・ 受注者によって証明された購入数量が対象数量以上であった場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・ 証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-6 変動額の算定

- ・ 1-5の算定式に基づき、算出する。（鋼材類と同様）

3-7 計算方法

- ・ 3-2-2に記載したとおり、下記の方法により算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値（V3）よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3-7-1 機材運搬に係る燃料油の算出方法

共通仮設費に計上される運搬費

- 共通仮設費率に含まれる運搬費 単品スライド条項対象
- 積上げ項目による運搬費 単品スライド条項対象
 - 1) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
標準歩掛り等を基に算出する。

第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

- ・ アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。主要な工事材料について原材料、生産主体及び機能・使用部位といった観点から品目毎に分類を行う。（1-3-1参照）

- ・ 主要な工事材料について、1-3-1の分類に基づき、工事毎に対象材料を受発注者協議の上で決定する。

4-1-2 その他市場単価の扱い等

- ・ 鋼材類以外の市場単価は、下表のとおりである。

- ・ 下表「取扱い」欄が①の市場単価については、施工手間のみの市場単価のため、単品スライド条項との関連はない。
- ・ 下表「取扱い」欄が②の市場単価については、単位施工当たりが必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や鋼材使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることができる。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入金額、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、他の材料の場合と同様である。

建築工事等におけるその他の主要な工事材料に関する市場単価

	工種	名称	規格	取扱い
建築	土工事	根切り、埋戻し		①
	コンクリート工事	打設手間、ポンプ圧送		①
	型枠工事	型枠		②
	防水工事	アスファルト防水		②
		シーリング		②
		防水入隅処理（コーナーキャント）		②
	金属工事	軽量鉄骨下地		②
	左官工事	左官		②
		吹付		②
		防水入隅処理（入隅面モルタル）		②
	建具工事	ガラス類		②
	塗装工事	塗装類		②
電気	配管工事	防火区画貫通処理（ケーブルラック、金属管用）		②
	配線工事	絶縁電線		②
		絶縁ケーブル		②
	接地工事	接地極		②
	動力設備工事	電動機その他接続材料		②
	雷保護設備工事	接地埋設標		②
機械	保温工事	保温類	保温材	②

4-2 対象数量

- ・ 鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則として発注者の工事内訳書の数量を対象とする。
- ・ 工事内訳書に一式で計上されている工種は、発注者の工事内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・ 鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の工事内訳書の数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入金額、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜工事内訳書の数量	→ 当該材料は対象材料とならない
工事内訳書の数量＜証明数量	→ 対象材料。対象数量は工事内訳書の数量

注) 証明数量：受注者から証明された数量

② 工事内訳書に一式で計上されている工種の取扱い

- ・ 工事内訳書に一式で計上されている工種については、発注者の工事内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。なお、任意仮設等は受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者から請求があった場合も同様とする。

③ 材料の数量（重量）が明示されていない場合の取扱い

- ・ 工事内訳書の数量として、対象面積等としては示されているが、材料の数量（重量）が示されていない場合の取扱いは下記による。

公共建築工事標準単価積算基準（以下「単価基準」とする。）に示されている標準歩掛りから数量（重量）を算出することを基本とする。

④ 減額変更する場合の取扱い

- ・ 減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき価格変動後の金額を算定する場合は、発注者の工事内訳書の数量を対象数量とする。
- ・ 発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取扱いは上記①～③に準じるものとするが、証明数量が工事内訳書の数量を下回る場合は、発注者の工事内訳書の数量を対象数量とする。

⑤ その他

- ・ 既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを工事内訳書の数量とする。

4-3 受注者への確認事項

- ・ 鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入金額を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・ 増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・ 減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

- ・ 単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入金額が受注者に証明されることが前提となる。
- ・ このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入金額を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。
- ・ 下請企業等が購入している場合は、その企業の書類（納品書請求書や領収書）で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・ 必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した価格変動後の金額と実際の購入金額のどちらか安い方の金額を採用することとしているが（1-5-1 参照）、基本的に購入金額と数量を証明することが可能であるため、実際の購入金額が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象としないという趣旨ではない。
- ・ なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 工事内訳書に一式で計上されている工種の取扱い

- ・ 工事内訳書に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要なとなった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 材料の「搬入」の取扱い

- ・ 材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取扱い

- ・ 減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき価格変動後の金額を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-4 単価

4-4-1 価格変動前の金額を算出するための単価

- ・ 価格変動前の金額を算出するための単価は、原則として設計時点で予定価格を算出する際に用いた単価とする。

- ・ 設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出する際に用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。

4-4-2 価格変動後の実勢価格の決定方法

- ・ アスファルト類やコンクリート类等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の金額の算定に用いる実勢価格は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法（2-4-2、2-4-3）に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・ これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法（3-4-2、3-4-3）と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

4-5 購入金額の評価方法

- ・ 対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・ 購入数量が対象数量以上の場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。

- ・ 対象材料となる場合は、対象数量以上の数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量以上の場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象に出来る対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

4－6 変動額の算定

- ・ 1－5の算定式に基づき、変動額を算出する。

第5章 請求等手続き及び提出様式

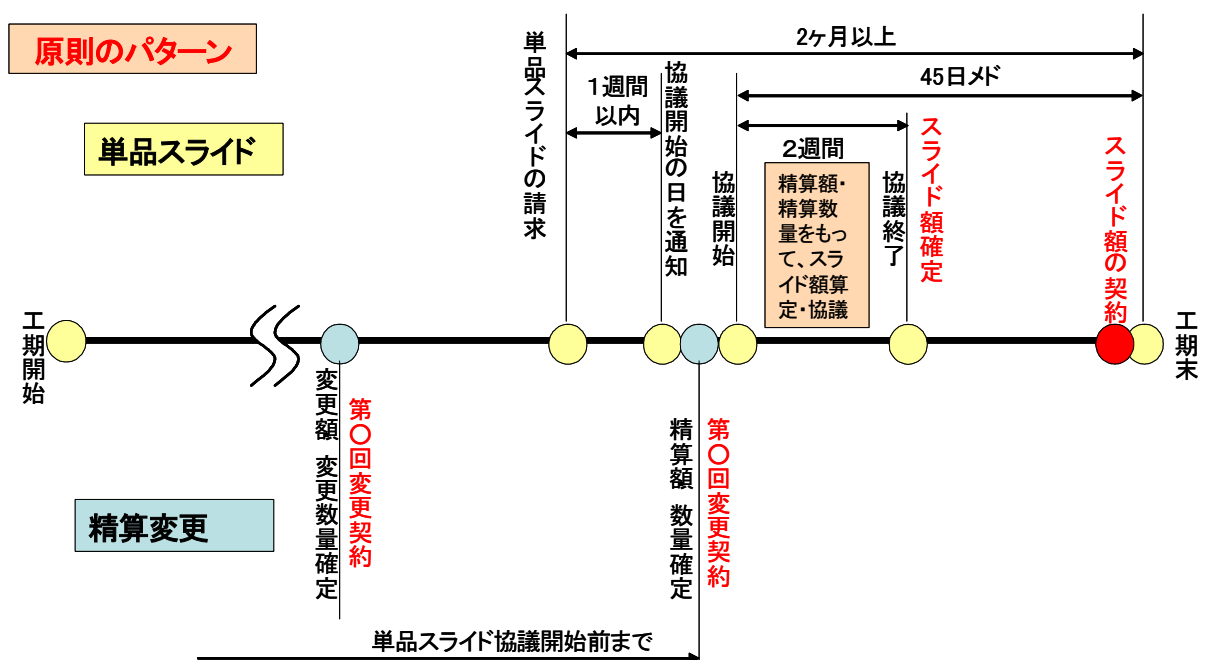
5-1 請求時期

- ・ 工期末の2箇月前までに請求を行う。
- ・ なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日以降に調達した品目についてスライドの対象となる。

- ・ 単品スライド条項の請求は、工期内で必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2箇月前までを原則とする。（ただし、市会上程を要するものについては、市会開催時期を勘案期間及び契約変更手続きに要する期間を確保する。）
- ・ 協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上で適切に措置する必要がある。

5-2 協議の手続き

- ・ 単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費・工事内訳書の数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く設計変更（全体スライド又はインフレスライドを含む）をすることが望ましい。
（ただし、最終的な数量の確定までに期間を要する場合も想定されることから、一括して変更契約することも可能である。）
- ・ その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。



5-3 既済部分検査を行う場合について

- ・ 既済部分検査時に、受注者から要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。

- ・ 既済部分検査を実施する場合は、その部分について受注者がスライド適用の請求対象とした旨の要請がある場合は、その旨を「既済部分検査請求書」に記載する。様式 6
- ・ また、既済部分検査を行った場合、検査職員は、既済部分検査結果通知書に、部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。様式 6-1
- ・ なお、既済部分検査請求書に単品スライド条項適用の要請がなく、その後、既済部分検査以降に搬入された材料に対して単品スライド適用の請求があった場合、スライド額算定は、既済部分検査以降を対象工事費[※]とし、その1%を受注者負担分とする。

※ 請負代金額から既済部分請求時の出来高金額（請負代金額相当額）を除いたもの

5-4 部分引渡しを行う場合について

- ・ 部分引渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2箇月前までに請求する。

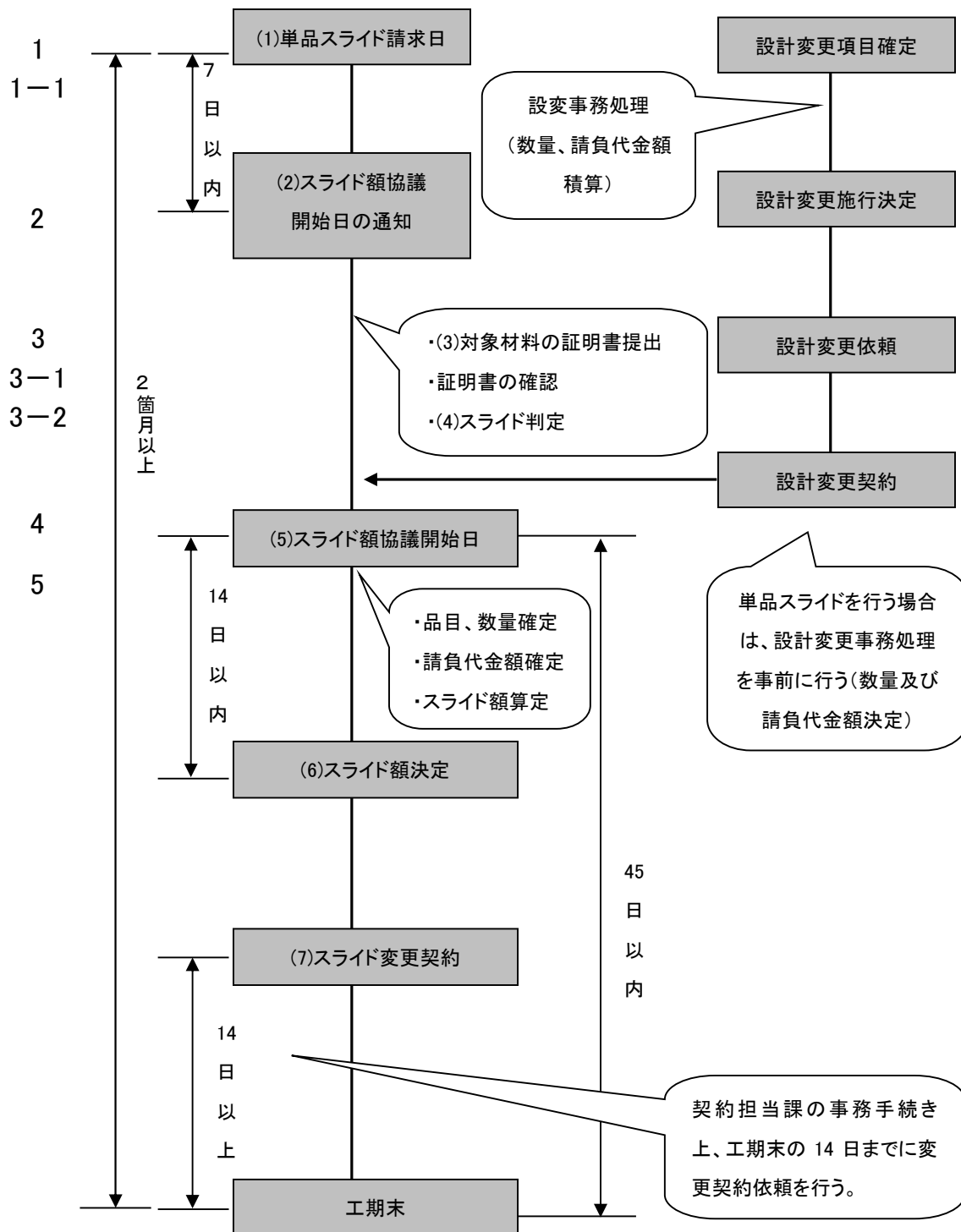
- ・ 設計図書に指定部分の部分引渡しに関する記載事項があり、当該工事部分について、単品スライド条項を適用させようとする場合は、部分引渡しを行う2箇月前までに単品スライドの請求を受けなければならない。すなわち、部分引渡しは、部分的に竣工させることであるため、その日を工期末として、単品スライドの事務処理を行うこととする。
- ・ その際、スライド額算定は、部分引渡しを行う対象工事費[※]の1%を受注者負担分とする。

※ 部分引渡し時の出来高金額（請負代金額相当額）

様式

単品スライド

設計変更



様式集

様式 1

年 月 日

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受注者 ○ ○ ○ ○
住所 ()
氏名 ()

工事請負契約書第 28 条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、 年 月 日付け契約締結した下記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第 28 条第 6 項に基づき請負代金額の変更を下記のとおり請求します。

記

- 1 工事名 ()
- 2 請負代金額 (¥)
- 3 変更請求概算額 (様式 1-1 請負代金額変更請求額概算計算書に記載のとおり)
- 4 工期 (年 月 日 から 年 月 日 まで)

※本様式に記載する変更請求概算額は、あくまで概算額であり、内容を精査することで請求額に変更が生じる場合があるが、そのことをもって再提出を求めるものではない。

様式 1-1

年 月 日

請負代金額変更請求額概算計算書

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受注者 ○ ○ ○ ○

住所 ()

氏名 ()

工事請負契約書第 28 条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

- 1 工事名 ()
- 2 工事場所 () 地内 ()
- 3 請負代金額 (¥)

記

品 目	規 格	単位	数量	当初単価	当初想定 金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備 考
記載例										
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0.0	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	R○年○月 計
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0.0	
○鋼	○	t	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年○月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	R○年○月 計
○鋼 計	○	t	0.0		0.0		0.0		0.0	○鋼合計
鋼材類 合計					0.0		0.0		0.0	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0.0	
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年△月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	R○年△月 計
□油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		0.0	□油合計
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年□月	0.0	
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	R○年□月	0.0	
			0.0		0.0		0.0		0.0	R○年□月 計
△油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		0.0	△油合計
燃料油 合計					0.0		0.0		0.0	
変動額									0.0	
単品スライド請求額									0.0	

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

様式 2

年 月 日

受注者 様

京都市長 ○ ○ ○ ○
(担 当)

工事請負契約書第 28 条第 9 項に基づく協議の開始の日について (通知)

標記について、 年 月 日付けで請求のあった下記工事における工事請負契約書第 28 条第 9 項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

- 1 工 事 名 ()
- 2 工 事 場 所 (地内)
- 3 スライド額協議開始日 (年 月 日※)

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、 3 のスライド額協議開始日に「工期末の 45 日前」と記載する。

様式 3

年 月 日

請負代金額変更請求額計算書

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受注者 ○ ○ ○ ○

住所 ()

氏名 ()

工事請負契約書第 28 条第 6 項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

- 1 工事名 ()
- 2 工事場所 () 地内 ()
- 3 請負代金額 (¥)

記

鋼材類 合計					0.0		0.0		
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年△月
□油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年△月
			0.0		0.0		0.0		
□油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	□□石油	R○年□月
△油	○	L	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	□□石油	R○年□月
			0.0		0.0		0.0		
△油 計	○	L	0.0		0.0		0.0		
燃料油 合計					0.0		0.0		
変動額									
単品スライド請求額									

(注)

1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚にわたって記載すること。
3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

様式 3-1

年 月 日

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受注者 ○ ○ ○ ○

住所 ()

氏名 ()

年 月 日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

1 工事名 ()

2 工事場所 () 地内 ()

3 請負代金額 (¥)

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械名	使用目的	証明の有無	備考
記載例											
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油	R○年○月	バックホウ	現場内重機	有	別添○○
購入数量(証明済み)合計			0.0								
○油	○	L	0.0		0.0	○○石油	R○年△月	ダンプ	現場～○○地先(流用先)運搬	無	別添○○
○油	○	L	0.0		0.0	○○石油	R○年△月	ダンプ	現場～○○地先(流用先)運搬	無	別添○○
○油	○	L	0.0		0.0	○○石油	R○年△月	ダンプ	現場～○○地先(流用先)運搬	無	別添○○
購入数量(未証明)合計			0.0								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明できる場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

様式 3-2

各種資機材の材料証明書

品 目	規 格	単 位	数 量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先
記載例														
再生骨材	○	m3	0.0	0.0	0.0	□□砂利	R○年○月	○油	○	L	0.0	0.0	0.0	△△石油
								○油	○	L	0.0	0.0	0.0	◎◎石油
再生骨材	○	m3	0.0	0.0	0.0	□□砂利	R○年△月	○油	○	L	0.0	0.0	0.0	△△石油
								○油	○	L	0.0	0.0	0.0	◎◎石油
重建設機械	ブルドーザ 21t級	回	0.0	—	—	○○リース	R○年□月	○油	○	L	0.0	0.0	0.0	○○石油
										計	0			

様式 3-3

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）（記載例）

建設 機械名	路面切削機			機械搬 入所在地		現場所在地		機械搬出 場所								
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬 距離	積載 重量	基本 運賃	× (	特大型	+	悪路	+	深夜 早朝	+	冬期 割増	)+	地区割 増・その 他	＝	合計
	(t 積)	(km)	(t)													
セミト レーラ	30	110	29	81,000	×	0.7	+	0	+	0	+	0	)+	1,880	=	139,580

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）（記載例）

建設 機械名	ブルドーザ 21 t 級			機械搬 入所在地				現場所在地				機械搬出 場所				
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬 距離	積載 重量	基本 運賃	× (	特大型	+	悪 路	+	深夜 早朝	+	冬期 割増	)+	地区割 増・その 他	＝	合計
	(t 積)	(km)	(t)													
セミト レーラ	20	50	19,973	42,000	× (	0.7	+		+		+		)+	1,355	＝	72,755
トラック	40	50	1,322	18,500	× (	0.6	+		+		+		)+	650	＝	30,250

仮設材（鋼矢板、H 形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）（記載例）

仮設材					機械搬入所在地				現場所在地				機械搬出場所			
運搬車両				運賃												
機械名	規格	運搬距離	積載重量		数量(t)	×	基本運賃(t)	×	深夜早朝	+	冬期割増	)+	その他	=	合計	
	(t 積)	(km)	(t)													
セミトラレー	20	90	5	H 鋼 (12m 以内)	95	×	4,000	×	0	+		)+	0	=	380,000	

様式 4

年 月 日

スライド変更等協議書

受注者 様

京都市長 ○ ○ ○ ○
(担 当)

1 工 事 名 ()

2 工 事 場 所 (地内)

3 工 期 (年 月 日 から 年 月 日 まで)

年 月 日付けで請求のあった工事請負契約書第28条第6項の適用に基づく請負代金額の変更請求について、別添のと通りの品目、規格、数量としたので協議します。

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要な応じて使用。

様式 4(別添)

工事請負契約書第 28 条第 6 項の対象材料内訳表

[illegible]

様式 5

ス ラ イ ド 調 書

工 事 名	
請 負 代 金 額 (消費税相当額含む)	
設 計 書 金 額 (消費税相当額含む)	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
ス ラ イ ド 額 (S)	
うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	

京 都 市 長 ○ ○ ○ ○

様式 5-1(別添)

〇〇〇〇工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額 (①-②) (消費税相当額含む)	
④ ($M_a^{\text{変更}} - M_a^{\text{当初}}$) (消費税含む・落札率考慮)	
⑤ ($M_b^{\text{変更}} - M_b^{\text{当初}}$) (消費税含む・落札率考慮)	

注) ④、⑤の a、b は対象品目 (鋼材、油、その他の主要な工事材料) を示す。

1) スライド額 (S)

$$S = \{ (M_a^{\text{変更}} - M_a^{\text{当初}}) + (M_b^{\text{変更}} - M_b^{\text{当初}}) - P \times 1/100 \}$$

$$= ④ + ⑤ - ③ \times 1/100 =$$

$$M_a^{\text{当初}}, M_b^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 110 / 100$$

$$M_a^{\text{変更}}, M_b^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 110 / 100$$

$$\left(\begin{array}{ll} M_a^{\text{変更}}, M_b^{\text{変更}} & : \text{ 価格変動後の材料の金額} \\ M_a^{\text{当初}}, M_b^{\text{当初}} & : \text{ 価格変動前の材料の金額} \\ p & : \text{ 価格変動前における各対象材料の単価} \\ p' & : \text{ 価格変動後における各対象材料の単価} \\ D & : \text{ 各対象材料について算定した対象数量} \\ k & : \text{ 落札率} \end{array} \right.$$

$$2) \text{ スライド額 (S')} = \text{スライド額 (S)} \times 100/110 =$$

(千円未満切捨て)

$$3) \text{ 消費税相当額} = \text{スライド額 (S')} \times 0.1 =$$

$$4) \text{ スライド額 (S}_{\text{最終}}) = \text{スライド額 (S')} + \text{消費税相当額} =$$

年 月 日

既 済 部 分 検 査 請 求 書

(あて先) 京都市長

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受注者 住 所 ()
氏 名 ()

第 40 条第 3 項 ☐ (部分払)

第 41 条第 1 項 ☐ (部分引渡し)

契約書 第 43 条第 5 項 ☐ (前金払) に基づき関係図書をそえて

第 55 条第 1 項 ☐ (解除に伴う措置)

既済部分検査を請求します。

今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第 28 条第 6 項の請求対象とすることを併せて要請します。

1 工 事 名 ()

2 工 事 場 所 ()

3 検 査 先 ()

4 工事請負代金額 (￥)

5 契 約 年 月 日 (年 月 日)

6 工 期 (年 月 日 から 年 月 日 まで)

注 1： □内には、該当する項目にレを記入すること。

様式 6-1

既済部分検査結果通知書

第 年 月 日 号

(受注者)

様

京 都 市 長
(担当 都市計画局都市企画部都市総務課)

貴社が受注した工事について、下記のとおり検査結果を通知します。

記

検 査 年 月 日	年 月 日
工 事 名	
工 事 場 所	
検 査 先	
検 査 の 種 類	☐ 部分払 ☐ 部分引渡し ☐ 前金払 ☐ 解除に伴う措置
工事請負代金額	¥
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
検 査 結 果	

当該既済部分検査で確認した出来高は工事請負契約書第 28 条第 6 項の請求対象とする。

注 1： ☐内には、該当する項目にレを記入すること。

様式 7

年 月 日

(あて先) 京都市長

〇〇〇〇 (株)
【(補足) 下請け会社 ↑】

証明書

令和 年 月 日付け〇〇〇〇 (株) 【←元請け会社名 (補足)】あて提出した
「□□□建築工事」の見積書について、金額等の記載事項に間違いはありません。
なお、見積金額は設計価格のため、取引価格としては〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円です。
(を想定しておりました。)

見積書担当者連絡先
〇〇〇〇 (株) 〇〇部 〇〇〇〇
連絡先 : 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

単品スライド額算定の考え方（概略フロー）

増額変更の場合の例

受注者

- 単品スライドの請求
（必要な情報、資料等）
 - ・ 対象品目、対象材料
 - ・ 変更請求概算額
 - ・ 材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、
購入先、単価・購入金額及び、それが
証明できる納品書、請求書、領収書

**発注者**

- 「実勢価格に基づき算出した金額」と「実際の購入金額」を比較
 - **品目毎の合計金額**で比較する（材料毎の比較は行わない）
 - ① 実勢価格に基づき算出した金額（**品目毎の合計金額**）落札率を考慮
 - ② 実際の購入金額（**品目毎の合計金額**）



「① 実勢価格に基づき算出した金額」が
安価となる品目



「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- **実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

**発注者**

- 品目毎の変動額が請負代金額※の
1%を超えるかを確認
（品目の一部の材料について実際の購入金額を
用いて確認することも可）



変動額が請負代
金額※の1%を
超える品目

変動額が請負代金額※の
1%を超えない品目は
単品スライドの対象外

発注者

- **実勢価格にて**スライド
額を算定

発注者

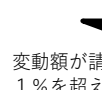
- **実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出**

**発注者**

- 品目毎の変動額が請負代金額※の
1%を超えるかを確認



変動額が請負代
金額※の1%を
超える品目



変動額が請負代金額※の
1%を超えない品目は
単品スライドの対象外

発注者

- **実際の購入金額にて**
スライド額を算定



受注者から実際の購入金額で
スライド額を算出することを
希望する旨の申し出があった場合

- 申し出のあった材料毎にスライド額を
「実際の購入金額」にて算出するか
「実勢価格」にて算出するかを確認

➢ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における
「請負代金額」は出来高部分に
相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※1
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※2
 - ・当初想定した金額が確認出来る契約書等提出※3

(補足) 見積りについて

- 工期内の代表的な月（一箇月以上）とする

- ※1 単品スライドの請求時にあわせて提出
- ※2 設計価格の場合は様式7を合わせて提出
- ※3 契約書（無ければ見積書+様式7）として提出が難しい場合は、実勢価格として価格変動後の金額を算出

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（一箇月以上）の単価で確認
 - 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積書の単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

**「実際の購入金額の単価」
が最も安価とならない材料**

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

第2段階

「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であることを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
（複数月に渡って搬入している場合は、購入単価の加重平均）
 - ② 「実勢価格の単価（落札率考慮）+30%」
（複数月に渡って搬入している場合は、実勢価格の単価（落札率考慮）の加重平均+30%）
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 建設業法第19条又は下請法第3条に基づく当初と変更時に取交した書面
（変更時において契約書等の提出が困難な場合は見積書+様式7を提出）

**実際の購入金額の
妥当性が確認できない**

実勢価格にて算出

（実勢価格の単価（落札率考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能）

（補足）実際の購入金額を使用する場合、当初想定金額を確認する事について

- ・受注者の実際の購入金額による算定する場合、実際の購入金額は実勢価格と相違した金額設定となっていることから、実勢価格と同様な考え方により設定されている発注者の設計時点の金額についても受注者の変動前の価格設定と相違していることが考えられる。スライド額の算定において、変動額を正確に把握するために、受注者の当初想定した金額資料の提出を求め、確認した上で、スライド算定を行うものである。

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる